

第5章

西区地域福祉活動計画



地域福祉活動計画（地域別計画）について

策定中

地域福祉活動計画は、地域住民や福祉関係者等が協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画のこと。地域住民、ボランティア団体など住民参画のもと、地域課題の明確化と解決策の協議を行い、目標や具体的な行動を明示するものです。

地域別計画策定のため、西区の15地区（小学校区・中学校区）ごとに地区懇談会を開催。地区代表のいきいき西区ささえあいプラン推進委員やコミュニティ協議会のみなさんを中心に、各地区で2～4回の話し合いが行われました。

アンケートをとる方法、コアメンバーで話し合いを重ねる方法など様々な工夫で準備をし、懇談会で地域の「良いところ」や「課題」を出し合い、それを受けての「目標」「具体的な取り組み」を決めて、策定されました。

こんな地域にしていきたい。

そのために、どんな取り組みが

できるだろう？



どんな連携や協働ができるだろう？

大切にしたいこと。

もっと展開していきたい活動。

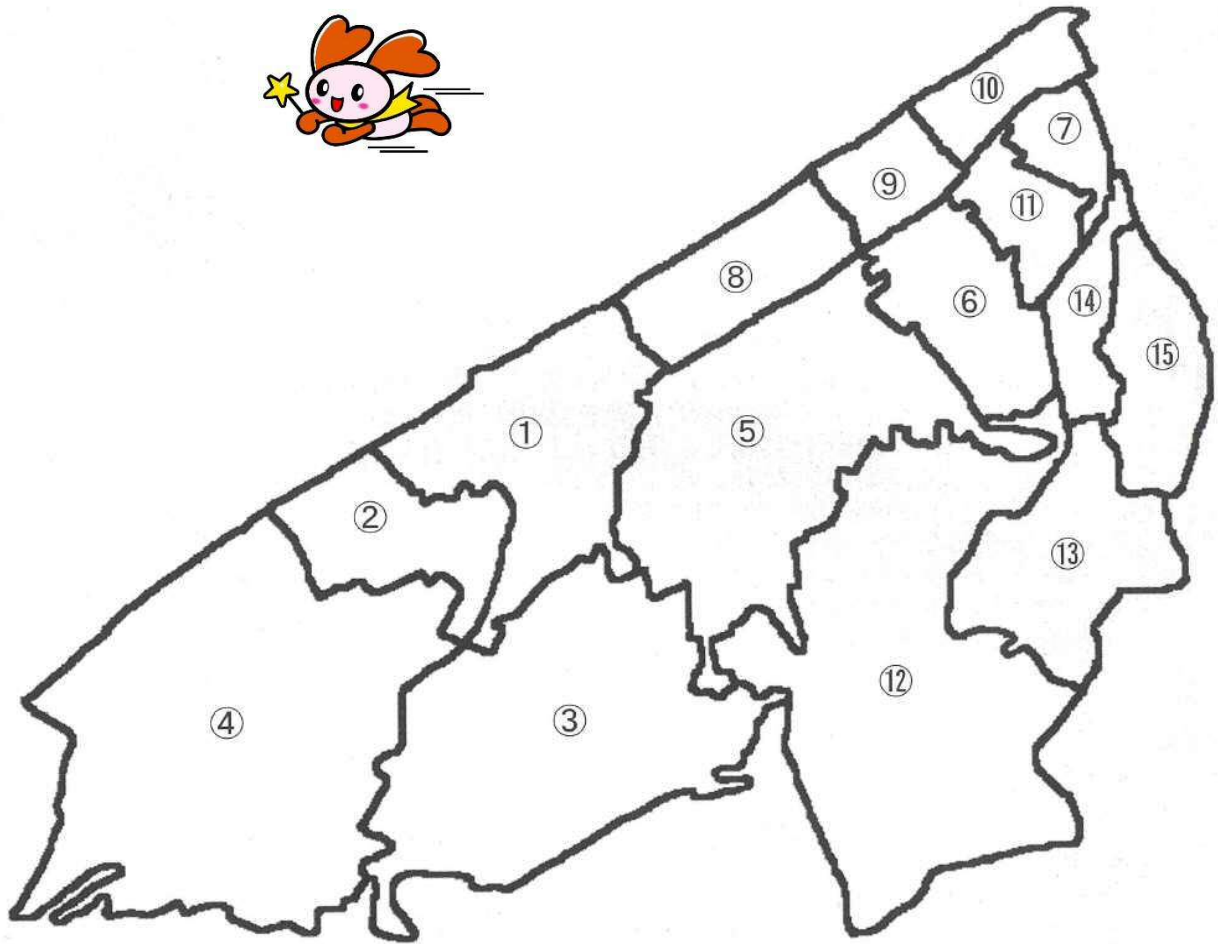
地域の宝もの。

たくさんの人財。

思いの込められた伝統行事。

新しいつながり。





①内野小学校区	⑨真砂小学校区
②西内野小学校区	⑩青山小学校区
③中野小屋中学校区	⑪小針小学校区
④赤塚中学校区	⑫黒埼南小学校区
⑤坂井輪中学校区	⑬大野小学校区
⑥坂井輪小学校・小新中学校区	⑭立仏小学校区
⑦東青山小学校区	⑮山田小学校区
⑧五十嵐小学校区	

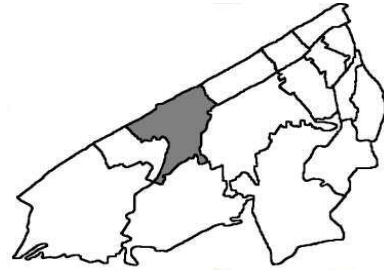
現在, 15 校区の地域別計画を策定中。

①内野小学校区から⑮山田小学校区までのページを P60-P89 とする予定。

〇〇校区

策定中

★★地域の特色★★



この地区の
良いところ



この地区の
課題



地域で行なわれている主な取り組み
「私たちは、こんな活動をしています！」



目標・目指す姿 ……こんなまちにしたい

目標を達成するために ……具体的な取り組み

①

②

③

資料編



1 計画の策定経過

委員会開催		委員会の主な内容	その他主な内容
令和2年度			
4月		・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員会の開催を中止	
6月		・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、委員会の開催を中止	
7月			・コミュニティ協議会長といきいき西区ささえあいプラン推進委員との意見交換会 7/20 ・自治協議会で進捗報告 7/29
8月	第1回 8/6	・基本理念・基本目標について ・統計データ、アンケート調査結果の報告 ・地区懇談会について	
9月			・地区懇談会 9/1～12/31
11月	第2回 11/13	・素案の審議 ・地域別計画の進捗報告	・コミュニティ協議会長へ素案の内容の説明会 11/17 ・自治協議会で素案の説明 11/27
12月			・市議会市民厚生常任委員協議会へ計画の素案について説明 ・パブリックコメントの実施 12月 - 1月
1月			
2月	第3回	・計画の最終案について ・計画（概要版）について	
3月			・計画の公表

2 いきいき西区ささえあいプラン推進委員会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西区地域福祉計画・西区地域福祉活動計画「いきいき西区ささえあいプラン」(以下「計画」という。)を推進していくにあたり、次に掲げることについて、市民、関係団体、学識経験者からの幅広い意見を聴取するため、西区地域福祉計画・西区地域福祉活動計画「いきいき西区ささえあいプラン」推進委員会(以下「推進委員会」という。)を開催する。

- (1) 計画に対する進行管理、評価及び計画の策定に関すること
- (2) 計画実践の支援に関すること
- (3) その他計画推進に関すること

(委員構成)

第2条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が選任する。

- (1) 地域福祉に関する団体の代表者又はそれに準ずる者
- (2) 西区内の地域コミュニティ協議会が推薦する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者

(委員任期)

第3条 委員の任期は、原則3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、通算の在任期間が6年を超えて再任することはできない。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進委員会には委員長1名及び副委員長1名以内を置き、委員長は委員の互選に

よって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進委員会の会議を進行する。

3 副委員長は、委員長が欠けるとき、又は委員長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 市長が必要であると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見または説明を聞くことができる。

(分科会)

第6条 推進委員会は、具体的な計画の推進や課題を個別に検討するため、分科会を開催することができる。

(守秘義務)

第7条 推進委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 推進委員会の事務局は西区役所健康福祉課及び西区社会福祉協議会に置く。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は西区役所健康福祉課で行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 委員の選任及びこれに関し必要な手続きその他の行為は，この要綱の施行の日前においても，改正後の西区地域福祉計画・地域福祉活動計画「いきいき西区ささえあいプラン」推進委員会開催要綱の規定の例により行うことができる。

3 いきいき西区ささえあいプラン推進委員会委員名簿

令和2年11月13日現在

(敬称略)

区分	所属・役職等	氏名	備考	
コミュニティ協議会	内野・五十嵐 まちづくり協議会	福祉部長	原 常廣	副委員長
	西内野コミュニティ 協議会	副会長	板井 光司	
	コミュニティ中野小屋	民生委員・児童委員	大島 静江	
	コミュニティ佐潟	事務局	伊藤 いずみ	
	坂井輪中学校区 まちづくり協議会	福祉部長	小林 みち子	
	坂井輪小・小新中学校区 まちづくり協議会	事務局長	細野 克明	
	東青山小学校区 コミュニティ協議会	福祉部会長	貝沢 一男	
	五十嵐小学校区 コミュニティ協議会	こども部会長	青木 美奈子	
	真砂小学校区 コミュニティ協議会	副会長, 福祉部会長	前川 倫子	
	青山小学校区 コミュニティ協議会	福祉部部会長	村井 良次	
	小針小学校区 コミュニティ協議会	福祉部部会長	藤本 フミエ	
	黒埼南ふれあい協議会	健康福祉部会	佐々木 奈麻美	
	大野校区ふれあい協議会	会長	田邊 正平	
	立仏校区ふれあい協議会	事務局長	鳴海 俊明	
山田校区ふれあい協議会	健康福祉部会部長	阿部 剛		
地域福祉に関する団体	虹の部屋 副代表	小竹 美香子		
	新潟市西区身体障害者福祉協会	佐藤 喜代美		
学識経験者	新潟医療福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科 准教授	五十嵐 紀子	委員長	
公 募		欠 員		

4 関係法令

社会福祉法

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

生活困窮者自立支援法

(市及び福祉事務所を設置する町村等の責務)

第4条 市(特別区を含む。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号に規定する福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する町村(以下「市等」という。))は、この法律の実施に関し、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給を行う責務を有する。

成年後見制度利用促進法

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村の講ずる措置)

第23条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

再犯防止推進法

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

西区自治協議会事業

「支えあい大切さ」を広める標語

作成中

6 用語解説

用語		説明
あ 行	新しい生活様式	長期間にわたって感染拡大を防ぐために、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策を、これまで以上に日常生活に定着させ、持続させていくこと。
	NPプログラム	Nobody's Perfect -完璧な親なんていない- の略。 子育て中の人とお互いの悩みや関心事を話し合いながら、自分にあった子育ての仕方を学び合うプログラム。
か 行	健康寿命	「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義づけられている。健康寿命の指標としては複数の考え方があるが、国と都道府県は「日常生活に制限のない期間の平均」を指標としている。
	子ども・子育て 関連3法	平成24年8月22日に公布された「子ども子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法のこと。
	子ども子育て支 援新制度	幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度。
	こども食堂	子どもやその親、および地域の人々に対し、安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための地域活動。孤食の解決、子どもと大人たちのふれあいや地域コミュニティの連携につながる。地域食堂、おとな食堂などの広がりも。
	コミュニティ ソーシャルワ ーカー	地域において生活上の課題を抱える個人や世帯に対する個別支援と、それらの人々が暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの地域支援を多様な職種が連携し総合的に展開するコミュニティソーシャルワークを実践する職員。
さ 行	市長申立て	成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに市長が申立てすること。
	制度の狭間の問 題	悩みや課題を抱えてはいるものの、どの支援制度の対象にもならず、生きにくさを抱えたままである状態。
	成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方が不当な被害にあわないよう保護し、支援する制度。
	成年後見制度利 用支援事業	成年後見制度を利用する場合に必要な経費負担が困難な場合、市が助成する制度。

用語		説明
た 行	地域共生社会	高齢化や人口減少などの社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域の茶の間 (ふれあい・いきいきサロン)	地域のボランティア等で運営される、ご近所同士のふれあいをつくる地域交流の場。自治会館、空き家利用、個人宅など様々な場所で、仲間づくり、いきがいづくりにつながる活動がされている。
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供する体制。団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、システムの構築を実現していく。
	地域包括支援センター	高齢者の皆さんの生活を支援するため、新潟市が介護予防や相談窓口などの仕事を委託した事業所。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などの専門職が配置され、連携して業務に取り組んでいる。
	地区社会福祉協議会	住民主体で地域福祉に関する課題を把握・協議し、解決のための方法を考え、関係団体等と連携して実践し「地域住民だれもが住みやすいまちづくり」を目指す組織。(西区ではコミュニティ協議会エリアごとに設置)
	超高齢化社会	65歳以上の人口の割合が全人口の21%に達した社会。日本は2007年に超高齢化社会に突入した。
は 行	8050問題	80代の親が50代の引きこもりの子の生活を支えている家庭環境。また、そこから派生する問題のこと。
	ひきこもり	厚生労働省の定義では「仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態」のこと。単一の疾患や障がいの概念ではなく、様々な要因が背景になって生じている。
	避難行動要支援者対策	災害時の被害を少しでも少なくするため、心身の状態などにより災害時に自ら避難することが困難で、避難のために支援が必要な方の情報を掲載した名簿を自治会・町内会・自主防災組織や民生委員に配布し、地域住民が「共助」として行う避難支援体制を整備すること。
	BPプログラム	NPプログラムのbaby版という意味で、初めて赤ちゃんを育てる母親とその赤ちゃんのためのプログラム。母親同士で話し合いながら、子育ての知識を学び、親子の絆を深めたり、子育て仲間をつくるプログラム。
	フードバンク	フードバンクとは「食料銀行」を意味する社会福祉活動。まだ食べられるのに、様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。